

Q 息子を後継者として、会社の経営を任せ、自分は引退しようと考えています。自分が保有する自社株式も息子に譲ろうと思うのですが、税金がかかります。何かいい方法はないのでしょうか？



A 経済産業省のデータでは、2015年における中小企業の経営者年齢の分布図のピークは66歳であり、中小企業の事業承継支援は緊急課題と言えます。この中小企業の事業承継を税制面で後押しする「特例事業承継税制」が創設されました。

この制度は、先代経営者が持つ自社株式を後継者が贈与・相続等で取得する場合に、一定の要件を満たせば、その納税を全額猶予・免除するというものです。以前から「事業承継税制」はありましたが、今回創設された「特例事業承継税制」では、対象になる株式数が100%（以前は2/3まで）となるなど、利用しやすくなりました。

この制度を受けるには、認定経営革新等支援機関の指導・助言を受けて作成した計画書を県に提出して承認を受けるほか、贈与後5年間は毎年、県と税務署に書類を提出する必要があります。

適用には細かい条件があり、資産管理会社などは対象外です。また、後継者は役員就任から3年以上経過し、贈与時には代表権を有していなければなりません。親族以外の後継者も対象になります。先代経営者は自社株式の贈与時までには代表権を返上していただく必要がありますが、株式を手放し、代表権がなくなることで、取引先との信用問題が懸念される場合は、取締役として経営参画することは可能です。

この制度は平成30年4月～平成35年3月までに計画作成と承認を済ませ、平成39年12月31日までに贈与を行うことが基本で、10年間の措置とされています。他にも細かな適用要件がありますので、認定経営革新等支援機関に相談してみてください。

税理士

あなたの安心を 全力サポートします。

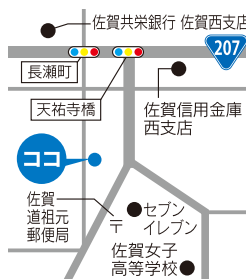
企業を取りまく環境は厳しくなる一方です。当事業所では、経営者の皆さんが安心して経営できるように全力でサポートします。医療・社会福祉法人等も専門的アドバイスができますので、お気軽に御相談下さい。

当事務所は国の認定した
経営革新等支援機関です。

税理士法人 中川会計
(九州北部税理士会所属)

佐賀市本庄町大字本庄1268番地4
AM9:00～PM5:30
休/土曜・日曜・祝日
<http://www.n-and-m.or.jp>

☎0952-23-8168



税理士
中島 嘉郎